

ただいま上程されました議案第107号について、提案理由の説明を申し上げます。

議案第107号 調停に代わる決定につきましては、第51回筑後船小屋花火大会準備中に発生した交通事故にかかる債務一部不存在確認請求事件に関し、福岡地方裁判所柳川支部が職権で発出した決定に対し、異議申し立てしないことについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

慎重ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。